

税 理 士 法 人 和
社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町 5 番地 40・6F
Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

July, 2014 臨時号

なごみ便り

www.101dog.co.jp

所得拡大税制の適用について

今回は平成 26 年度税制改正の中から、個人の所得水準の底上げをさらに促進していくために拡充された所得拡大税制(平成 25 年度創設制度)について取り上げます。

なお、改正内容については平成 26 年 4 月からの適用となります。

◆概要

所得拡大税制とは、適用事業年度においてスタッフへの給与支給額を増加させ、かつ、以下の要件を満たした場合に、支給増加額の 10%を税額から控除できる制度です。

税額控除の限度は、法人税額の 10%(中小企業の場合は 20%)となります。個人事業の所得税についても同様です。

【対象】

適用事業年度において青色申告書を提出している法人又は個人事業主
(白色申告書を提出している場合は、適用対象外。)

【要件】

- ①給与等支給額が基準事業年度の給与等支給額と比較して一定以上増加していること
- ②給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと
- ③平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を上回ること

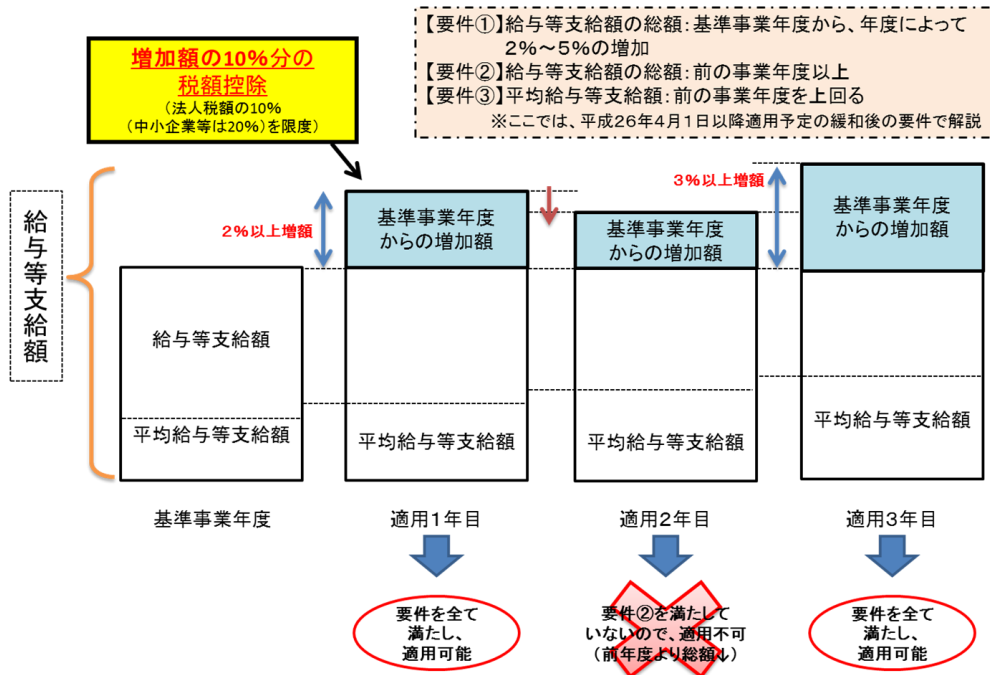
※給与等支給額

国内雇用者(役員・役員の特典関係者への給与は除く。パート等は含む。)に対して支給する給与所得とされる賃金、賞与、手当等の額(退職手当は含まない。)

※基準事業年度

平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち、最も古い事業年度の直前の事業年度をいいます。

所得拡大促進税制の概要(全体像)



(参考: 経済産業省)

◆改正内容

(1)適用期間の2年延長(適用期限が平成27年度末→平成29年度末へ延長)

平成25年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に開始する各事業年度
(個人事業主の場合は、平成26年1月1日から平成30年12月31日までの各年)

※すでに平成25年度決算を終え、給与等支給増加率要件が改正前の5%に満たず、適用できなかった場合にも、改正後の2%の要件を満たせば、平成25年度当初にさかのぼって適用され、平成26年度の税額控除に上乗せできることとなります。

(2)給与等支給増加率「5%」という要件の緩和

給与支給増加率を改正前の5%から適用年度ごとに2%~5%の増加率に緩和

(3)平均給与等支給額の比較方法を変更

改正前は、日雇いのみを除いて計算していたところを「継続雇用者に対する給与等の支給額」と、それに係る支給者数に限定して比較することに改正

◆他制度との適用関係

従来からの雇用促進税制など、他の雇用に関する特別控除制度との併用はできず、選択適用となります。

(文章担当: 宗田・犬塚)

～なごみ便り臨時号について～

今回は臨時号です。次号は例月通り、毎月15日前後の発信となります。